

〔別紙〕 モス・コーラ 特別養護老人ホーム 料金表 (令和8年6月現在)

※利用料金は下記の1+2+3+4+その他実費となります。

(介護保険負担割合が2割の方は、1及び3の料金がそれぞれ2倍、3割の方は3倍になります)

※個別にその
他加算が加算
されます

1. サービス費用(介護保険1割負担の場合)

	1日あたり	1ヶ月(30日)
要介護度1	682 円	20,460 円
要介護度2	753 円	22,590 円
要介護度3	828 円	24,840 円
要介護度4	901 円	27,030 円
要介護度5	971 円	29,130 円

2. 食費、居住費

食費	居住費
1日あたり(減免なしの場合)	
1,555 円	2,106 円
1ヶ月(30日)(減免なしの場合)	
46,650 円	63,180 円

小計(1+2)

1ヶ月(30日)計 (減免なし)	
要介護1	130,290 円
要介護2	132,420 円
要介護3	134,670 円
要介護4	136,860 円
要介護5	138,960 円

※食費、居住費の減免については、介護保険負担限度額認定証(対象の方は市への申請により交付されます)に記載の料金となります。

※入院又は外泊した場合は、上記1サービス費用の1日あたりの金額に代えて246円を算定します。

(算定は、1月に6日を限度(月をまたいだ場合は最大12日間)とします)

(外泊時に施設の在宅サービスを利用した場合は上記サービス費用の1日あたりの金額に代えて560円を算定します)

※入院又は外泊の初日及び最終日は通常の料金となります。

※居住費は、入院又は外泊されても算定させていただくことがあります。(居室を空床利用の短期入所で使用した場合を除く)

3. その他加算(介護保険1割負担の場合) ※加算要件を満たした場合に加算されます

算定 予定	加算の種類	加算の内容・要件	1日あたり	1ヶ月(30日)
△	初期加算	入所した日及び、30日を超える入院後に利用された場合、30日間算定いたします。	30円	900円
△	安全対策体制加算	安全対策にかかる外部研修を受講し、安全管理部門を設置している場合等に算定します。		1回 20円 (入所日のみ)
○	看護体制加算(Ⅰ)イ	常勤看護師を1名以上配置し、入所者の健康管理を行った場合に算定します。	12円	360円
○	看護体制加算(Ⅱ)イ	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置し、看護職員と24時間の連絡体制を整えている場合等に算定します。	23円	690円
○	夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準よりも多く配置している場合に算定します。	46円	1,380円
○	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	重度者の積極的な受け入れや介護福祉士の割合が、国の定める基準を満たしている場合算定します。	46円	1,380円
○	個別機能訓練加算(Ⅰ)	常勤専従の機能訓練指導員を配置し、機能訓練を行った場合に算定します。	12円	360円
○	個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定し、その情報を厚生労働省に提出し、活用した場合等に算定します。	—	20円
○	栄養ケアマネジメント強化加算	常勤の管理栄養士を配置し、多職種が協働し入所者ごとの栄養ケア計画を作成し、その情報を厚生労働省に提出し活用している場合算定します。	11円	330円
○	科学的介護推進体制加算	入所者の心身の状況等にかかる基本的な情報を厚生労働省に提出し、活用している場合等に算定します。	—	①40円②50円 ②医療情報も提出している場合等
	ADL維持加算	ADLの推移状況等の条件を満たした場合算定します。	—	①30円 ②60円
○	経口維持加算(Ⅰ)	経口により食事を摂取していて、摂食機能障害がある方に、多職種が協働して経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合等、国の基準を満たす場合。	—	400円
○	経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、経口摂取を支援する会議等に歯科医師等が参加するなど国の基準を満たす場合。	—	100円

算定 予定	加算の種類	加算の内容・要件	1日あたり	1ヶ月(30日)
○	排せつ支援加算	排泄に介護を要し支援を行えば要介護状態を軽減できると判断された方に対し、多職種が協働して支援した場合等に算定します。	—	①10円②15円③20円 ②排泄状態改善時等 ③オムツ等を使わなくなった場合等
○	褥瘡マネジメント加算	褥瘡発生を予防する為、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、計画的に管理する場合等に算定します。	—	①3円 ②13円 (②国へ情報を提供し活用した場合等)
○	自立支援促進加算	医師の関与の下、機能訓練等を行い、その情報を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合等に算定します。	—	280円
①	協力医療機関連携加算	①協力医療機関が、入所者の病状が急変したとき等において相談・診療体制を常時確保し、原則入院できる体制を整えている場合等 ②協力医療機関と情報共有の会議を定期的に行っている場合		①50円 ②5円
	看取り介護加算(Ⅰ)	・常勤看護師を1名以上配置し、24時間の連絡体制を確保していることなどの条件を満たし看取り介護を行った場合。 ※ただし退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しません。		
		死亡日以前31日以上45日以下 72円/日 死亡日の前日及び前々日 680円/日		
		死亡日以前4日以上30日以下 144円/日 死亡日 1,280円/日		
	療養食加算	厚生労働省が定める療養食を提供した場合に算定します。(糖尿病食・腎臓病食等があります。)	6円 (1食あたり)	540円
	若年性認知症入所者受入加算	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めている場合に算定します。	120円	3,600円
	生活機能向上連携加算	リハビリを提供している医療機関と連携している場合等に算定します。②は理学療法士等が訪問して行う場合	—	①100円 ②200円 100円 (個別機能訓練加算算定時)
	サービス提供体制加算Ⅰ	介護福祉士が80%以上などの条件を満たした場合算定します。(日常生活支援継続加算を算定している場合は算定できません)	22円	660円
	サービス提供体制加算Ⅱ	介護福祉士が60%以上などの条件を満たした場合算定します。(日常生活支援継続加算を算定している場合は算定できません)	18円	540円
	サービス提供体制加算Ⅲ	介護福祉士が50%以上などの条件を満たした場合算定します。(日常生活支援継続加算を算定している場合は算定できません)	6円	180円
	配置医師緊急時対応加算	配置医師や協力医療機関の医師が連携し24時間対応できる体制を整え、早朝・夜間又は深夜に施設で診療を行った場合等に算定します。	—	650円/回 (早朝・夜間) 1300円/回 (深夜)
	再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、再入所する際に、管理栄養士が医療機関と連携した場合等に算定します。	—	1回 200円
	退所時情報提供加算	医療機関へ退所(入院)する場合、利用者の新進所状況等の情報を提供した場合等		1回 250円
	精神科医療指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行なわれている場合等	5円	150円
	認知症チームケア推進加算	①認知症介護の指導に係る専門的な研修を受けたものを配置している場合等 ②認知症介護の専門研修を受けたものを配置している場合	—	①150円 ②120円
	認知症専門ケア加算	①認知症介護の専門研修を受けたものを配置し、指導に係る会議を行っている場合等 ②認知症介護の専門研修を受けたものを配置し、認知症ケアの研修を行った場合等	①3円 ②4円	①90円 ②120円
②	生産性向上推進体制加算	①見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること等 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している等	—	①100円 ②10円

(その他加算に記載の無い加算が付加される時には、事前に入所者及びその家族に説明し了解をいただいでから付加します)

4. 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) = (1.サービス費用 + 3.その他加算) × 17.6%

※その他実費について 下記については、介護保険の対象にはなりませんので、別途ご負担いただきます。

- ・身の回り品、日用品(歯ブラシ等)
- ・個人専用の医療品、医薬品、予防接種等
- ・理美容費
- ・電気機器を使用した場合(1日 50円～)
- ・施設における看取りを行った場合の実費
- ・個人の嗜好品、その他

モス・コーラ 空床ショートステイ 料金表

令和8年6月現在

※利用料金は、下記の①から⑥までの合計額となります。

① 基本料金(1日) 2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍になります。

※30日を超える場合、60日を超える場合は別途ご相談ください。

料金(円)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	529	656	704	772	847	918	987

② 加算料金(2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍になります)

要介護のみ	看護体制加算Ⅰ	4円/日	常勤看護職員を1名以上配置している場合
要介護のみ	看護体制加算Ⅱ	8円/日	看護職員を常勤換算法で2名以上配置し24時間連絡体制を整えている場合等
要介護のみ	夜勤職員配置加算Ⅱ	18円/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が国の基準よりも多い場合
	サービス提供体制加算Ⅰ	22円/日	介護福祉士の割合が80%以上の場合など
○	サービス提供体制加算Ⅱ	18円/日	介護福祉士の割合が60%以上の場合など
	サービス提供体制加算Ⅲ	6円/日	介護福祉士の割合が50%以上の場合など

該当する場合

	送迎加算	184円/片道	居宅とモス・コーラとの間の送迎を行った場合
	療養食加算	8円/食	腎臓病食など特別な食事を提供した場合
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日 7日を限度	医師が認知症の行動などがあり、緊急に短期入所を利用することが適当と判断した場合
要介護のみ	緊急短期入所受入対応加算	90円/日 7日(最大14日)を限度	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていないショートステイを介護支援専門員が必要と認め利用した場合。
	若年性認知症利用者受入加算	120円/日	若年性認知症の方が利用した場合
	生産性向上体制加算	I 100円/月 II 10円/月	I テクノロジーを3種類導入し実績を5項目報告した場合 II テクノロジーを1種類以上導入し、実績を3項目報告した場合

③ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口

①+②の合計×17.6%

④ 食費(※)

⑤ 滞在費(※)

朝食	420円
昼食	670円
夕食	465円

1日	2,106円
----	--------

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、そちらに記載してある料金が上限となります。

⑥ その他実費

・電気機器を使用した場合1品につき1日50円

・日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの

(お客様の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(注1) 上記①から③の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

モス・コーラ デイホーム 料金表

令和8年6月

※利用料金は、下記の①から④までの合計額となります。

(負担割合証に記載されている負担割合が2割の方は①～②の料金が2倍、3割の方は3倍になります。)

① 基本料金(1日)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料金	773円	864円	894円	989円	1,086円	1,183円	1,278円

※ 利用時間は7時間以上8時間未満となります。

② 加算料金(該当した場合に加算されます)

入浴介助	40円/1日	入浴された場合に加算されます。
個別機能訓練加算	27円/1日	機能訓練を行う職員を配置し、計画的に機能訓練を行った場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/1日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上
科学的介護推進体制加算	40円/月	ご利用者のADL値、認知症の状況、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出。
若年性認知症利用者受け入れ加算	60円/1日	若年性認知症の方に対し、担当者がその方の特性やニーズに合ったサービスを行った場合。

③ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ①+②の合計×22.9%

④ 食事等料金

昼食 740円	昼食のキャンセルは利用日の前日18時までとなり、それ以降は料金が発生します。
---------	--

※おやつのみの場合は、1食90円。